

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

告 示

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規定の一部を改正する告示

○出納事務の委任等に関する規定の一部を改正する告示

○平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部改正

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

規 則

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中、「部分払の」の下に、「各会計年度における」を加える。

別表地方公所（財務規則第一条第二号の地方公所をいう。以下同じ。）（工事の施行の権限をその長に委任されている地方公所に限る。）（）の項中、「及び南三陸支所長」を削り、同表に次のように加える。

ページ

出先機関（行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第二十五条第二項の出先機関をいう。以下同じ。）（工事の施行の専決権限をその長が有する出先機関に限る。）

当該建設工事を所掌する出先機関の長

入札執行者の所属する出先機関に副所長が置かれている場合にあつては副所長（複数の副所長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する副所長）又は総括担当を命ぜられた次長（複数の総括担当を命ぜられた次長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する次長、入札執行者の所属する出先機関に副所長を置かず、総括担当を命ぜられた次長が置かれている場合にあつては総括担当を命ぜられた次長（複数の総括担当を命ぜられた次長を置く出先機関にあつては、庶務を担当する次長）

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程（昭和三十九年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中、「掲げる」の下に、「職にある」を加え、同条第四項中、「職にある者」を「職員」に改める。

別表第一検査課の項中、「技術補佐（総括担当）」の下に、「技術主査（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）」を加える。

別表第二を次のように改める。

地方機関	職員
地方振興事務所	農業農村整備部、林業振興部、水産漁港部及び農林振興部の技術を担当する職員、技師の職にある職員を除く。以下この項において同じ。（）

王城寺原補償工事事務所	地域事務所の農業農村整備部、林業振興部及び栗駒ダム管理事務所の技術を担当する職員、南三陸支所の技術を担当する職員。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員に限る。
土木事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員に限る。
港湾事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員に限る。
下水道事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。
ダム総合事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。
仙台港背後地土地区画整理事務所	技術を担当する職員（技師の職にある職員を除く。）。ただし、技術主査の職にある職員にあつては、再任用職員に限る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百八十五号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 指定金融機関等のうち、マルチペイメントネットワーク（地方公共団体の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織をいう。以下同

じ。）を利用する事務を取り扱う金融機関の名称及び位置は、別表第四のとおりとする。
 第三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
 5 マルチペイメントネットワークを利用する事務の範囲は、県税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、滞納処分費及び過料の収納とする。
 別表第三の次に次の一表を加える。
 別表第四（第一条関係）
 マルチペイメントネットワークを利用する事務を取り扱う金融機関

名 称 (金融機関名)	位 置
株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目三番二十号
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区一番町二丁目一番一号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目一番五号
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目七番一号
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目一番一号
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目一番一号
株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目三番一号
株式会社秋田銀行	秋田市山王三丁目一番一号
株式会社荘内銀行	鶴岡市本町一丁目九番七号
株式会社岩手銀行	盛岡市中央通一丁目一番二番二番
株式会社東北銀行	盛岡市内丸三番一号
株式会社東邦銀行	福島市大町三番二十五号
株式会社東京スター銀行	東京都港区赤坂一丁目六番十六号
杜の都信用金庫	仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

宮城第一信用金庫	仙台市青葉区中央三丁目五番十七号
石巻信用金庫	石巻市中央三丁目六番二十一号
仙南信用金庫	白石市沢端町一番四十五号
気仙沼信用金庫	気仙沼市八日町二丁目四番十号
一関信用金庫	一関市幸町五番五号
あぶくま信用金庫	南相馬市原町区栄町二丁目四番地
仙北信用組合	栗原市若柳字川北中町十一番地
東北労働金庫	仙台市青葉区北目町一番十五号
宮城県漁業協同組合	石巻市開成一番二十七
みやぎ仙南農業協同組合	柴田郡柴田町西船迫一丁目十番三号
仙台農業協同組合	仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二
岩沼市農業協同組合	岩沼市中央二丁目五番三十号
名取岩沼農業協同組合	名取市増田一丁目十一番三十六号
みやぎ巨理農業協同組合	巨理郡巨理町逢隈田沢字遠原三十六番地
あさひな農業協同組合	黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二
古川農業協同組合	大崎市古川北町三丁目十番二十六号
加美よつば農業協同組合	加美郡色麻町四竈字爪木町十四番地の二
いわでやま農業協同組合	大崎市岩出山下野目字二ツ屋三十九番地
みどりの農業協同組合	遠田郡美里町字素山町一番地
栗つこ農業協同組合	栗原市志波姫堀口見渡二番地の二

みやぎ登米農業協同組合	登米市迫町佐沼字中江三丁目九番一号
いしのまき農業協同組合	石巻市中里五丁目一番十二号
南三陸農業協同組合	本吉郡南三陸町志津川字大森一番地
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区霞が関一丁目三番二号

附 則
この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
○宮城県告示第百八十六号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中、「次席の吏員」を、「次席の職員」に、「命ぜられた吏員」を、「命ぜられた職員」に改める。

別表第二中

特別支援教育センター 泉が岳自然の家	仙台教育事務所
-----------------------	---------

を

特別支援教育センター

仙台教育事務所

に改め、同表松島自然の

家の項中、「石巻教育事務所」を、「東部教育事務所」に改める。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県告示第百八十七号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第四号中「大崎保健福祉事務所、栗原保健福祉事務所、登米保健福祉事務所、石巻保健福祉事務所」を「北部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所」に、「中央地域子どもセンター、大崎地域子どもセンター、石巻地域子どもセンター」を「中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所」に改める。

第五号中「大崎地方振興事務所、栗原地方振興事務所、登米地方振興事務所、石巻地方振興事務所」を「北部地方振興事務所、東部地方振興事務所」に改める。

第六号中「林業試験場、水産研究開発センター、気仙沼水産試験場、内水面水産試験場及び栽培漁業センター」を「林業技術総合センター及び水産技術総合センター」に改める。

第七号中「仙台東土木事務所、大崎土木事務所、栗原土木事務所、登米土木事務所、石巻土木事務所」を「北部土木事務所、東部土木事務所」に、「仙台港湾事務所、塩釜港湾事務所」を「仙台塩釜港湾事務所」に改める。

第八号中「大崎教育事務所、栗原教育事務所、登米教育事務所、石巻教育事務所」を「北部教育事務所、東部教育事務所」に、「泉が岳自然の家、志津川自然の家、蔵王自然の家、松島自然の家」を「松島自然の家、蔵王自然の家、志津川自然の家」に改め、「白石高等学校」の下に、「角田高等学校」を加え、「第一女子高等学校」を「築館高等学校、気仙沼高等学校、宮城第一高等学校」に改め、「石巻好文館高等学校」の下に、「古川黎明高等学校」を加え、「矢本高等学校」を削り、「田尻高等学校」の下に、「田尻さくら高等学校」を加え、「角田高等学校、築館高等学校、気仙沼高等学校、古川黎明高等学校」を削る。

○宮城県告示第百八十八号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条第七項中「34パーセント」を「37パーセント」に改め同様式の第四十二条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第42条の2 第40条から前条までの規定は、この契約が債務負担行為に係る契約でない場合には、適用しない。

様式第一号の第四十六条第二項及び第三項、第五十条第三項並びに第五十二条第一項及び第二項中「34パーセント」を「37パーセント」に改める。